

あつぎ観光ボランティアガイド協会 会則

第1章 目的・活動・連絡先・会計年度

(名称と目的)

第 1条 本協会は、あつぎ観光ボランティアガイド協会（以下、「本協会」という。）と称し、厚木および周辺地域の自然・歴史・文化・産業等を学習し、これを観光客及び市民を対象に紹介し、地域の発展に寄与することを目的とする。

(活動内容)

第 2条 本協会は第1条の目的を達成するため次の活動を行う。

- (1) 観光資源の掘り起こしやガイド活動に必要な資料の作成を行う。
- (2) 学習成果を活かし、歴史探訪とハイキングのガイドを行う。
- (3) 厚木市、厚木市観光協会等の関係団体が主催するイベントに協力する。
- (4) 活動を円滑に行うため原則として月1回の定例会を開催し、活動報告と活動計画に関する協議をする。
- (5) 知識向上を図る為に会員研修会等を行う。
- (6) 会員相互の交流及び親睦活動を行う。
- (7) 「かながわガイド協議会」等に加入し研修会・交流会等を通じて学習及び親睦活動を行う。
- (8) その他、本協会の目的達成に必要な活動を行う。

(連絡先)

第 3条 本協会の連絡先は、原則として会長宅とする。

(会計年度)

第 4条 本協会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日の1年間とする。

第2章 会員・会費

(会員資格)

第 5条 会員は、本協会の目的に賛同し、第2条に定める活動に参加あるいは協力出来る者とする。

(入会・退会・休会)

第 6条 入会・退会あるいは休会を希望する者は、次の各号による。

- (1) 入会を希望する者は、入会届を会長に提出し、会長はこれを役員会で承認のうえ定例会で報告する。
- (2) 退会を希望する者は、退会の旨を会長に申し出て、会長はこれを役員会と定例会で報告する。
- (3) 休会を希望する者は、会長に申し出て、会長はこれを役員会と定例会で報告する。

なおこの休会期間の年会費は免除する。

(資格喪失)

第 7条 次の各号に該当する会員は、役員会の決議により会員の資格を喪失させることが出来る。

- (1) 本協会の目的に反する行為を行ったとき。
- (2) その他、会員として適当でないと認められたとき。

(会 費)

第 8条 会員は、入会金及び年会費を次の各号のとおり、所定の納期までに納付しなければならない。

- (1) 入会金は 1, 500円とする。
- (2) 年会費は 1, 800円とする。
- (3) 年度途中に入会した場合は 月割で算出する。
- (4) 既に納付した入会金及び年会費は返却しないものとする。

第 3 章 総 会

(通常総会および臨時総会)

第 9条 総会は、通常総会および臨時総会とする。

- (1) 通常総会は会計年度終了後30日以内に開催する。
- (2) 臨時総会は必要と認めたとき会長が招集する。
- (3) 総会の議長は出席会員の中から選出する。
- (4) 総会は、委任状を含む会員の過半数の出席で成立し、その議決は出席会員の過半数で決するものとし、可否同数のときは議長の決することとする。

(総会の決議事項)

第10条 総会の決議事項は、次の各号とする。

- (1) 活動報告及び収支決算に関すること
- (2) 活動方針及び収支予算に関すること
- (3) 規約の改正に関すること
- (4) 役員の選出に関すること
- (5) その他重要な事項

第 4 章 役員・役員会

(役 員)

第11条 本協会は、会員の中から必要に応じて次の役員を置く。

- (1) 会 長
- (2) 副 会 長
- (3) 幹 事
- (4) 会 計
- (5) 会計監査
- (6) 相 談 役

(役員の職務担当)

第12条 役員の中から必要に応じて次の職務担当を置く。

- (1) 事務局長
- (2) 広報部長
- (3) 歴史探訪部長
- (4) ハイキング部長
- (5) 行事支援部長
- (6) 外部研修担当
- (7) 懇親推進担当

(役員の任免)

第13条 前条の役員については、次の各号のとおりとする。

- (1) 役員は、総会において会員の中から選出または解任する。
- (2) 役員の任期は、2年とする。
- (3) 役員は、再任することができる。
- (4) 任期中に役員が退任したときは、役員会で後任者を選出する。
その任期は前任者の残りの任期とする。

(役員の職務)

第14条 各役員は次の各号のとおり職務を遂行する。

- (1) 会長は、本協会を代表し会務を総理し、総会、定例会及び役員会を招集する。
- (2) 副会長は会長を補佐し、会長の指示及び会長に支障がある場合はその職務を代行する。
- (3) 各職務担当部長及び職務担当幹事は、担当部門のリーダーとして部門を統括して活動を行う。

(役員会の開催)

第15条 役員会は次の各号の通りとする。

- (1) 原則として月1回、定例会の前に開催する。
- (2) 出席者は役員及び出席を要請された会員で開催する。
- (3) 活動内容等を検討し、決議してその内容を定例会又は総会等で報告・提案する。

第5章 その他

(保険加入)

第16条 会員はボランティア活動保険に加入し、事故がある時はその保険の範囲内で補償を受ける。

(細則)

第17条 本会則に定めるほか、本協会の活動に必要な細則は、役員会の議決を得て別に定めるものとする。

(附則)

平成16年 3月27日施行

平成20年 4月19日改定

平成26年 4月18日改定

平成30年12月 8日改定